

令和元年度第2回 鳴門市児童福祉審議会 会議概要

日時 令和元年10月31日(木) 15時～

場所 鳴門市消防庁舎 3階 会議室

出席者 委員12名、関係課・事務局職員16名

欠席者 委員5名

傍聴者 2名

概要

1 開会

2 議事

「第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)」について

①第2期子ども・子育て支援事業計画構成(案)

②第2期計画(案)における第1期計画からの主な変更点

第2期子ども・子育て支援事業計画構成(案)について、事務局より説明を行いました。

併せて、第2期計画(案)における第1期計画からの主な変更点についても、事務局より説明を行いました。

(委員)

以前に出席した別の会議で、「幼稚園教諭の中で、経験年数の少ない者の割合が高くなりすぎて困っている」という話を聞いたが、「保育・幼児教育アドバイザー」として訪問指導をするのは、退職された幼稚園教諭なのか。

(事務局)

この事業は素案の36頁に記載されているものであるが、これは県の制度を活用しているものであり、この事業に登録されている方が訪問指導を行っている。この登録者は、基本的には退職された幼稚園の園長等、実践経験の豊富な方であるため、これまでの経験を活かし、教育内容や指導方法等について施設に指導や助言をされるものである。

(委員)

ある程度、定期的に訪問するのか。

(事務局)

施設への訪問回数までは把握できていないが、園からの要望に応じて訪問指導を行っている。県においてもこの事業を推進しようとしているため、これから広がってゆく事業であると思われる。

③量の見込み及び確保方策の考え方について

第2期計画における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策の考え方について、事務局より説明を行いました。

(委員)

保育所における一時預かり事業については、需要を供給が満たしているという話であるが、年間を通してみると需要を満たしているようにみえるが、保護者から、施設に「今月はもういっぱいなので待ってください」と言われたとか、子どもの年齢によっては、「この年齢についてはもういっぱいです」と言われたという話を聞く。県外から来た家庭については特に一時預かりを希望する傾向があるように思うので、保育所再編の機会に、ぜひこの点をご考慮いただいて事業を進めてもらえたらな、と思う。

あと、鳴門市の西の方(大麻町)では、一時預かりをしている施設がないと思う。「撫養町まで来るのが遠い」という話も聞くので、こちらもご考慮いただきたい。

(事務局)

確かに、保育所における一時預かりについては「1歳以上の児童」について事業を行っている施設が多い。この点については市でも問題であることを認識しており、施設にお願いするとともに、0歳児を受け入れた施設については国費に上乘せして補助金を出すという取り組みも進めている。そして、既にこれを活用している事業者もいるため、0歳児の受入数は増えてはいるが、まだ不足している状態ではある。

また、大麻町内で本事業の実施施設がないという点については、本計画の供給体制には見込んでいないが、大麻町内で企業主導型保育事業が展開されることとなっており、0歳児の一時預かりもしていただけるとのことである。事業計画には出てこないが、民間の助けもあり、鳴門市全体としては、かなり子育て支援事業が充実していているのではないかと考えている。

(委員)

受け入れ体制は、現状、維持しているというのでいいと思うが、特に、施設の充実というのが大事だと思う。子どもたちが、いつどのような災害に遭っても安心していられるような施設、その充実を図っていただきたいと思う。しかし児童の数について、減り続ける見込みということであるが、現状維持で推移するかもしれないし、増加する年もあるかもしれない。いつでも受け入れができる体制を整えるのがベターなのではないかと考える。

それと、堀江南小学校には児童クラブは無いとのこと。ということは、この小学校の児童クラブを必要とする児童は、近隣の児童クラブを利用しているのか。

(事務局)

この小学校区に児童クラブは無いが、「市場・川崎児童館」という施設があり、この施設内で事業を行っている。この施設は「児童館」であるため、対象年齢は0歳から18歳までである。

(委員)

各地区に公民館があると思う。高学年については、これらの公民館を活用し、その中で勉強の場を設ける等の事業を行うのはどうか。

(会長)

保育所における一時預かり事業の話が出たが、幼稚園における一時預かりについてはどうなのか。かなり需要があるようだが、供給としての数は確保されているが、実際に運営する上で、何か問題等が出てきてはいないか。

(事務局)

先ほど、保育所・認定こども園において一時預かりで「受け入れができないと言われた方」というのは、児童の年齢が低い方ではないかと思われる。現在、私立の保育施設の中で4箇所が事

業を実施しているが、やはり事業についての「人数制限」はあるので、頻繁に利用されている方がいた場合などは、新規の方はなかなか利用しにくいという現状がある中で、委員さんが聞かれたような話があったのだろうと理解している。しかし、大麻方面においては新たに立ち上がった企業主導型の保育施設で本事業を実施していただけるし、撫養方面では再編後の新公立保育所に一時預かりの機能も検討していく中で、「利用したいのに利用できない」という状況の改善を図りたい、とは考えている。

幼稚園で行っている一時預かり事業の現状についてだが、現在公立幼稚園においては、基本的に幼稚園での教育時間等が終了した午後2時(ないし1時)から午後6時までの間、本事業を行っており、平日は約7割の児童が事業を利用している。さらに、大規模園では土曜日も事業を行っているが、こちらについても平日の2割弱の児童が利用している。鳴門市における本事業の受け入れ体制については、条件さえ満たせば利用できる状態であり、現時点で、希望者をお断りしているという状況はない。今後については、児童は減少していくということを見込んではいないが、今後も、希望があれば受け入れられる体制を維持していきたいと考えている。

(会長)

様々な事業があり事業の名称がわかりにくいのがあるのだが、例えば「利用者支援事業」というのは、「鳴門市子育て世代包括支援センターのネウボラ」というものを指すのか。これは、需要見込みと供給体制は「か所」で表記されているが、1か所であることに何か意味があるのか。また、施設の活用状況(利用者数など)は、どうなっているのか。

(事務局)

「鳴門市子育て世代包括支援センター(ネウボラ)」は、妊娠期から子育て期にわたって包括的に子育てを支援するものであり、支援が必要な方への個別の対応やプラン作成などを一括して行っている。そして、「か所」での表記をしている理由としては、転入時等も含め、妊娠等の届出の際には必ずネウボラに来ていただいており、これにより全数把握ができる。このため、複数設置ではなく、1箇所の設置としている。

施設の活用状況については、素案 13 頁に設置月以降の延べの利用者数を掲載している。

(会長)

この利用者というのは、ネウボラに来られた方すべてが計上されているのか。例えば、妊娠の届出をされた方などは入っているのか。

(事務局)

施設利用の「対象者」としては妊娠期、出産後も全て含む形になるが、ここに記載している利用者というのはあくまで「相談者」としての延べ人数である。ただ、複数回来られて相談される方もいるし、場合によっては、こちらから訪問して色々な相談に対応する、それから助言等を行うというケースもあるため、そういった方々も併せて「相談者」としている。

また、事業自体の説明としては、素案の 63 頁に記載されており、本市の場合はこれに対応するのがネウボラ、ということである。

(副会長)

乳児家庭全戸訪問事業については、乳児1人につき、1度だけの訪問であるのか。また、全戸訪問事業と養育支援訪問事業が重なるように思うが、どうか。

(事務局)

乳児家庭全戸訪問事業については、「子育て応援団レインボー(NPO 法人)」に委託し、実

施していただいているものである。市から提供する、4ヶ月になる児童のリストを基にレインボーが訪問日を通知し、実際に訪問している。この訪問については1人につき1回ではあるが、その児童が8ヶ月くらいになると、今度は児童委員が、地域での声掛けという形で訪問しており、訪問者は違うが、1人の児童につき何度も相談の機会があることとなり、かなり手厚い状況で児童の様子を確認させていただいている。

また、この訪問で「支援が必要」とであると報告を受けた家庭に関しては、人権推進課や健康増進課に情報を提供し、必要に応じてさらに見守りを行うという体制を整えている。

養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業での訪問や乳児健診(4ヶ月、9ヶ月等)の機会を捉え、特に支援が必要であると判断した家庭や訪問の申し出があった家庭に関して、健康増進課が主となって保健師等が訪問し、各家庭の支援にあたっているものである。養育支援訪問事業に該当する家庭というのは、主に定期的に支援を必要とする家庭ということになる。

(委員)

保育料の無償化に関して、テレビのインタビューで「保育料が無償化されても、実際に支払う額は以前とあまり変わらない」という声を聞いた。その理由は、「保育料が無料になっても、給食費やおやつ代などが値上げされたから」とであると。鳴門市ではそういったことは無いとは思いますが、監査や調査をした方が良いのかどうか、一考してみしてほしい。

(事務局)

給食費に関しては、国の基準が変わることで「以前は市や県の施策により保育料が無料となっていた家庭でも、副食費が新たに発生し、有料となる」という逆転現象が起きる可能性があったが、これに関しては国の示した副食費基準額である「月額 4,500 円」を市独自で補助することとしているため、この現象は発生していない。

(委員)

素案 49 頁の No.22 に「施設型給付費・地域型保育給付費の支給」という取り組みがあるが、この取り組みが、それにあたるのか。

(事務局)

これに関しては、また別のものである。

本来、保育施設を利用する際には、保護者が支払う保育料以上のお金がかかっている。保護者が所得に応じて支払っていただいている保育料とは別に「市や県、国が施設に給付しているお金」があり、それが「施設型給付費」や「地域型保育給付費」である。例えば、仮に、0歳児1人を預かることについて10万円が施設運営に必要であったとすると、このうち、9,000円を負担していただいている方もいれば、6万円を負担していただいている方もいるが、「運営に必要な10万円との差額」に関しては市や県、国が給付する、というものである。

この度の無償化によって、従来であればこの中に含まれていた副食費4,500円が10月からは除かれることとなり、その分は、施設が保護者から徴収することとなった。しかし先ほどの説明のとおり、本市では保育料の無償化にかかる児童については、保育所・認定こども園・幼稚園の施設を問わず、保護者に代わって市が支払い、保護者には請求しないこととしている。ただ、国の基準額4,500円を上限としているため、弁当を外注したり、これ以上の額がかかっていたりする施設については保護者に請求する可能性はある。しかし、市内の保育園・認定こども園で自園調理をしている施設については、現時点ではこの上限内で収まるのではと考えている。

なお、この施策については素案 83 頁に記載している。

(会長)

改めて確認させていただくが、無償化の対象となる「3歳以上」というのは、「年度当初、4月1日時点で既に3歳を迎えている児童」という認識で良いか。今年についていえば、この9月に3歳の誕生日を迎えた児童は対象とならない、というので間違いないか。

(事務局)

(保育所部分については)そのとおりである。

3 その他

第1回の会議概要の内容について、意見の有無の確認をしました。

併せて、今後の開催スケジュールについて、事務局から説明を行いました。

(委員)

第1回の会議概要で、委員の発言内容について、一部修正をお願いしたい。

(事務局)

それでは、次回の審議会で修正した内容を再度確認することとし、現時点では公開を控える形とすることを提案するが、それでよいか。

(会長)

そのようにお願いします。

4 閉会

